

業務委託仕様書

1 事業名

道路脇支障枝幹除去業務委託（主要府道佐々江下中線 右京区京北田貫町）

2 業務の目的

府道佐々江下中線の右京区京北田貫町において、道路脇の法面等からの樹木の枝幹が迫り出し、通行に支障を来しており、見通しを妨げていたり、枝との干渉が発生している。本業務では、これらの枝や幹を適切に除去し、車両通行における安全を確保することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 履行場所

主要府道佐々江下中線 右京区京北田貫町（別紙箇所図・詳細図参照）

5 業務範囲

本業務は後に示す業務範囲の剪定伐採を行う。

対象延長 L=320m(別図参照)

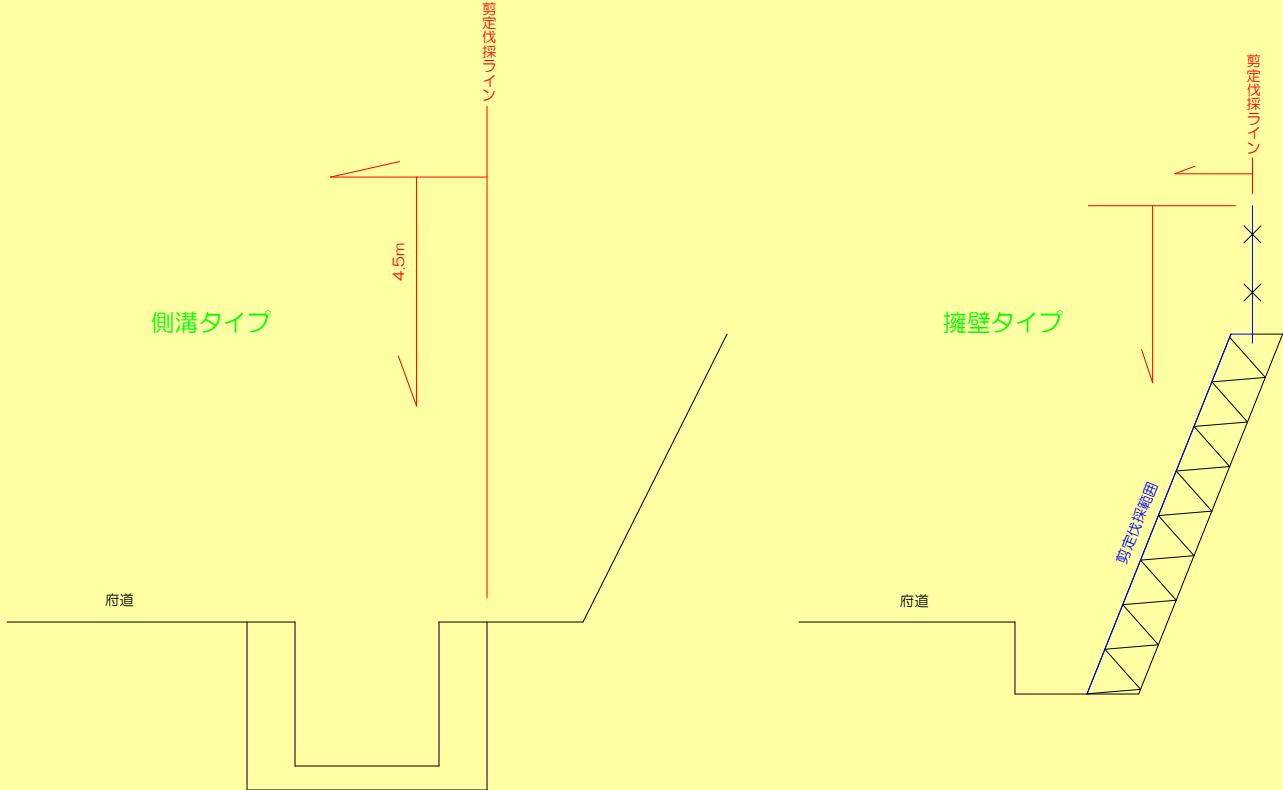
6 業務内容

防護柵から道路側に迫出している樹木を伐採。高さについては防護柵高以下のものが除去対象。サクラについては伐採ではなく剪定、擁壁面から出ている実生木は伐採。

防護柵がない箇所は側溝内面を境にしてかつ4.5m高さまで剪定。

本業務で発生した剪定材料は適切に運搬して処分する。

道路上での作業が想定されるため、往来する車両への配慮を十分に行うとともに、周辺には抜け道が無いため、車両の往来を妨げることなく作業を行える計画を立てること。併せて往来する車両への周知を図る必要があるため、規制看板は前もって設置すること。



7 見積項目

剪定伐採作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 提出する書類は以下のとおり。

1. 業務完了報告書（様式 19）

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真（着手前、完了時、履行時）

※データによる提出も可とする。

※業務名称は仕様書のとおりとする。

9 特記事項

（費用）

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び収集運搬処分と諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費は本業務に含む。

（安全）

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。な

お、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において所管の警察署（右京）と協議のうえ取得すること。

- ・作業は道路規制を伴うことが想定されるため、予告看板版や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・作業実施者の安全管理については、受注者の責任においておこなうこと。
- ・作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。
また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

(工程)

- ・実施予定日が確定した際は、受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。

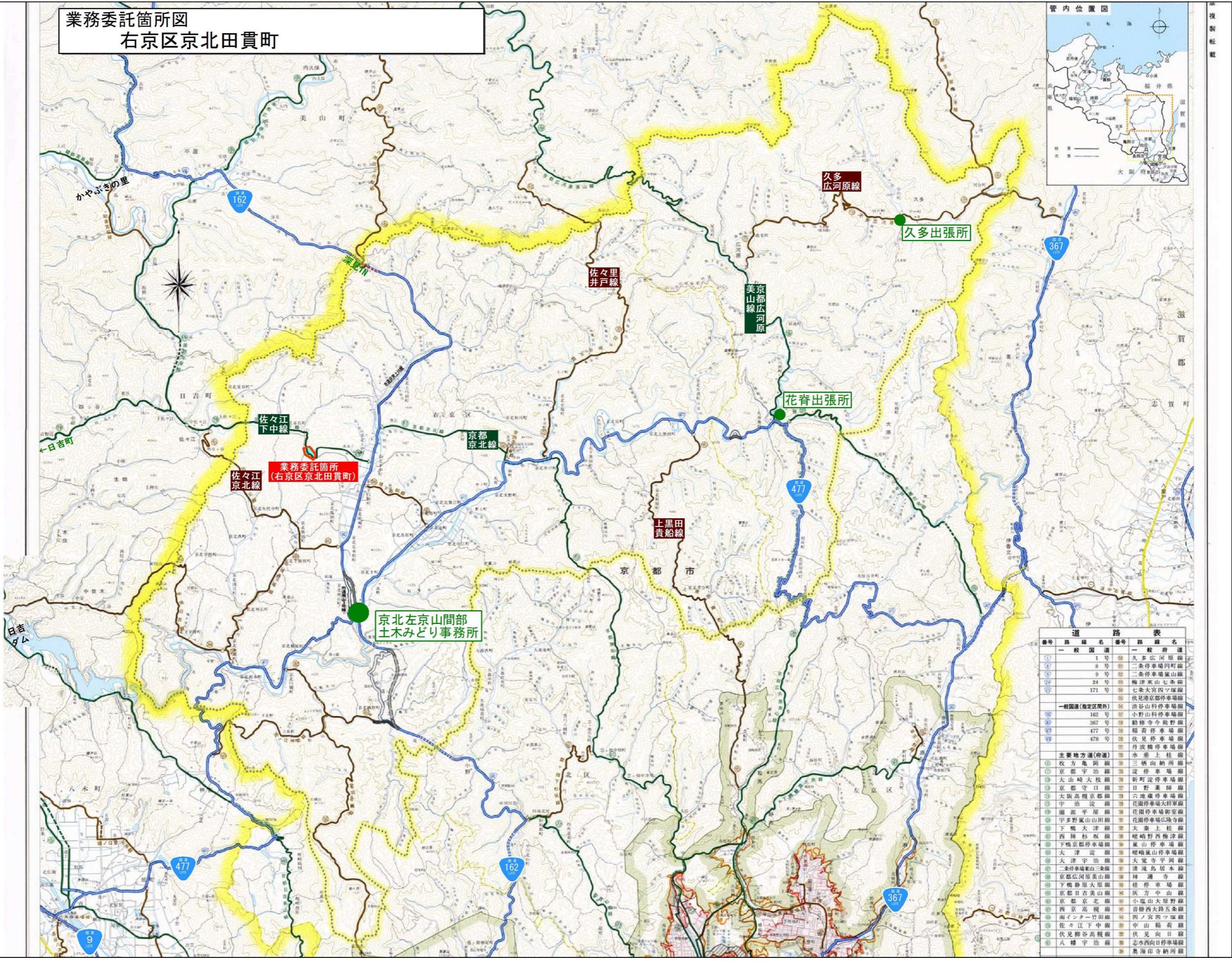
(その他)

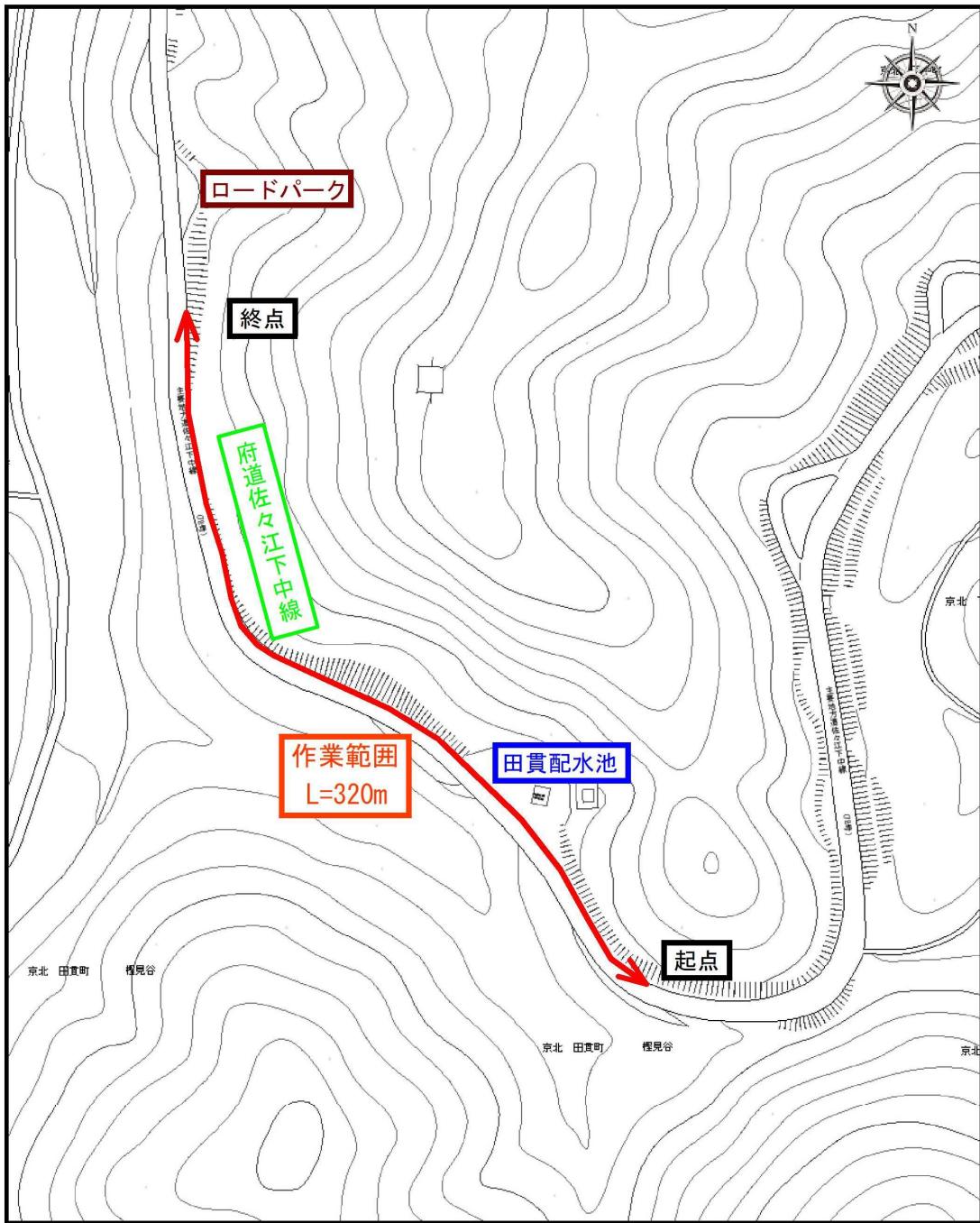
- ・作業で生じた剪定枝は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・伐採・剪定・浚渫する位置は以下に示す範囲以上とする。
- ・本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。

(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)

- ・作業時は可能な限り道路の通行車両の妨げにならないよう注意及び対処する。

業務委託箇所図 右京区京北田貫町





起 点



終 点



